

総務財政委員会
令和4年6月17・20日
総務部 資料11番
所管 総務課

生活保護費返還金の督促処分に対する審査請求について

1 質問理由

生活保護費返還金の督促処分に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第7項の規定により議会に質問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならないため。

2 審査請求の概要

- (1) 令和2年8月21日、審査請求人が処分庁に対して障害厚生年金の収入申告書を提出したことにより、保護変更の必要性が認められた。同日、処分庁は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第25条第2項の規定に基づき、障害厚生年金の収入認定による保護変更決定を行った。
- (2) 令和2年8月24日、処分庁は、審査請求人に対して、令和2年8月分の生活保護費として既に支給していた13万1,930円のうち、収入充当額4万8,858円が過渡しとなる旨を記載した保護変更決定通知書を送付した。また、過渡しに係る返還金（以下「生活保護費返還金」という。）の納入を求めるため、生活保護費返納通知書を同封した。
- (3) 令和3年7月9日、同日時点で生活保護費返還金の納入がなかつたため、処分庁は、地方自治法第231条の3第1項の規定に基づき、生活保護費返還金の督促処分（以下「本件処分」という。）を行つた。
- (4) 令和3年10月8日、審査請求人は、本件処分は違法又は不当であるとしてその取消しを求め、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行つた。

3 裁決の趣旨

本件審査請求を棄却する。